

「真鶴町学校教育あり方検討会」報告書

真鶴町学校教育あり方検討会委員長

1 はじめに

我が国では急速に少子・高齢化が進み、人口の減少幅も今後加速することが見込まれています。それは真鶴町も例外ではなく、町では人口の減少幅を緩やかにするために子育て世代の移住・定住施策にも取り組んでいます。しかし、ある程度はその効果が得られたとしても、20年後には現在よりも2千人以上人口が減少すると推定されています。

真鶴町の学校も、急速な少子化の進展の中で小規模校化が進み、10年後には小学1年生から中学3年生までのすべての学年が1クラスとなり、学年の人数も20名程度の学年が多くなると想定されています。教員数もそれに伴い減少することになり、中学校では専門教科の免許を持たない、いわゆる免許外教員が発生する心配もあります。

しかし、このような学校の小規模校化の流れの中にあっても、「小さなまちの小さな学校だけど、大きくなれる可能性を一番秘めている学校」という思いを、素直に表す子どもたちが育っていることも事実であり、これはこれまでに積み上げてきた真鶴町の教育の成果でもあります。このように、今を前向きに生きる子どもたちのためにも、そして、未来を逞しく生きようとする子どもたちのためにも、多くの知恵と経験を集め、これからの町の姿を見据えた上で、真鶴町の学校教育のあり方を考え、より良い仕組みを創り上げていくことが必要だと考えました。

また、子育て世代が移住・定住先を選択する上で、教育環境の良し悪しは重要な判断材料の一つとなります。今後、豊かな自然や歴史を生かした教育、さらには1幼稚園・1小学校・1中学校のメリットを最大限に生かした学校づくりを進めることが、真鶴町の将来を左右すると言っても過言ではありません。

そこで、真鶴町学校教育あり方検討会（以下「検討会」）では、20年後の真鶴町がより魅力のある教育活動を展開するためには、どのような教育内容・方法を重視したら良いのか、どのような教育施設が望ましいのか、ソフト・ハードの両面から検討を進めてきました。ここに検討結果を報告書としてまとめましたので、関係者の皆様にはぜひご一読いただき、今後の町政に生かしていただくことを切に願います。

なお、本報告書を作成するにあたり、ご尽力をいただいた検討会委員の皆様には、心より感謝申し上げます。

2 これまでの検討会の協議内容（概要）

令和元年10月に本検討会を立ち上げ、令和4年7月までに計8回の協議を重ねてきました。真鶴町の学校教育の将来像を探るにあたり、町の人口動態の状況を知ることや、

すでに小規模校化が進んでいる幼稚園・小学校・中学校の現状や取り組みに触れることは、話し合いを充実させる有意義なものとなりました。

第1回【令和元年10月8日】

- ・「真鶴町学校教育あり方検討会」の目的等について
- ・真鶴町の人口動態・少子化について
- ・真鶴町の教育施策について
- ・小規模校化へ対応した学校の取り組みについて
- ・小・中学校の学習指導要領、幼児教育の方向性について
- ・今後の検討会の進め方について
- ・意見交換

第2回【令和元年12月17日】

- ・教育課程特例校やコミュニティ・スクール等の国の施策について
- ・小規模校化を踏まえた取り組みについて
- ・意見交換

第3回【令和2年2月18日】

- ・学校の多忙化と学校における働き方改革について
- ・授業時数の確保に向けての取り組みについて
- ・これからの真鶴町の子ども像についてのグループ別協議

第4回【令和2年7月27・28日】

(新型コロナウイルスまん延防止のため2班に分け実施)

- ・第3回までの経過について
- ・これからの子どもに求められている資質・能力についてのグループ別協議

第5回【令和2年10月6・7日】

(新型コロナウイルスまん延防止のため2班に分け実施)

- ・真鶴町の子どもに求められる資質・能力についてのグループ別協議
- ・真鶴町がこれからめざすべき学校教育の姿について
- ・「重点・特色・充実させる」教育内容の議論を深めるための国の施策について

第6回【令和3年9月22日】

- ・第5回までの経過について
- ・「重点・特色・充実させる」教育内容について
- ・町の教育施設の現状や義務教育学校等、将来を見据えた教育施設について
- ・意見交換

第7回【令和4年6月17日】

- ・第6回までの経過について
- ・真鶴町のめざす教育について
- ・将来を見据えた教育施設のあり方について
- ・報告書(案)の検討

第8回【令和4年7月20日】

- ・将来を見据えた教育施設のあり方について
- ・教育施策への提言内容の最終確認
- ・報告書(案)の最終確認

3 真鶴町の学校教育の位置づけ

真鶴町では、「生（活）かす」「育む」「支え合う」の3つの基本理念の下、まちづくりを進めるにあたって最も基本となる計画「真鶴町総合計画」が策定され、行政が取り組む多種多様な施策や事業は、すべてこの計画に基づいて行われています。

また、「教育は人づくり、人づくりはまちづくり」を理念に、町の発展に主体的に関わろうとする人づくりをめざして「真鶴町教育大綱」が策定され、それに基づいて、毎年度「真鶴町の教育基本方針・重点施策」が打ち出され、学校教育の分野及び社会教育の分野において、様々な事業が展開されています。

今後の真鶴町の学校教育のあり方を検討するにあたり、その方向性を示している、これらの計画・基本方針等からキーワードを整理し、各回での話し合いの進め方や考え方について共通理解を図りました。

(1) 第5次真鶴町総合計画（令和3年3月策定）

前期基本計画（向こう4年間）

第1章 重点プロジェクト

◇にぎわいづくりプロジェクト『自立』

◇人づくりプロジェクト『活躍』

- ・まなづる協力隊「まなサポ」をはじめ、高齢者が活躍できる機会を増やします。
- ・これからの未来に必要な外国語、ICTを活用した教育に力を入れます。
- ・幼（保）小中が連携した教育を進めます。
- ・子どもたちが地域で愛されて育つよう地域ぐるみの子育てを支援します。
- ・多世代が集い、それぞれの能力を発揮できる交流の場を作ります。
- ・町民参加による、できたらいいな、を形にする取り組みを進めます。

◇安全・安心プロジェクト『防災』

◇地域づくりプロジェクト『持続』

第2章 施策の大綱

20 学校教育

【基本方針】

- 1 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む
- 2 安心して学べる教育環境を整える
- 3 真鶴の特長を活かした教育を推進する
- 4 学校・家庭・地域が連携・協働した教育を推進する

【直近の課題】

- ・少子化及び学校の小規模化に対応した教育のあり方の検討
- ・教育施設や設備の充実

【主な取り組み】

- ・外国語教育（英語）の充実
- ・ICT教育の推進
- ・幼（保）小中が連携した教育の推進
- ・インクルーシブ教育の推進
- ・ふるさと教育の推進

【目標指標の一例】

- ・幼小中連携教育の保護者等評価値 令和6年までに3.7点以上（5段階評価）

(2) 真鶴町教育大綱（令和3年5月改定）

a：理念「教育は人づくり、人づくりはまちづくり」

町の発展に主体的に関わろうとする人づくりをめざす

b：基本方針（学校教育の分野）

- 1 共に学び共に育ち、生きる力を育む教育の推進
- 2 子どもの育ちを支える教育環境の整備
- 3 地域と連携した教育の推進
- 4 将来の課題に対応した教育行政の推進
 - ・教育の魅力化計画に則った事業を推進します。
 - ・少子化・学校の小規模校化に対応した教育の在り方の検討を進めます。
 - ・中学校での給食の実現に向けた取り組みを加速します。
 - ・施設の老朽化への対応を図ります。

(3) 真鶴町の教育基本方針・重点施策

a：基本方針

教育の魅力化推進事業のさらなる充実を図る。（学校教育）

【目的】

- ・学校が小規模化する状況の中でも、その良さを生かした教育活動を推進することにより、子どもや保護者・町民・教職員にとって魅力のある学校とします。
- ・学校の魅力化を推進することで、少子化対策・子育て支援施策の充実を図ります。

【内容】

- ・外国語教育（英語）の充実
- ・ICT教育の推進
- ・幼（保）・小・中が連携した教育の推進
- ・インクルーシブ教育の推進
- ・ふるさと教育の推進

b：重点施策

真鶴町の子どもたちの実態と今日的課題を踏まえ、「真鶴町幼・小・中一貫教育」をすべての教育施策の土台とする。（学校教育）

- ・学習指導
- ・児童生徒指導
- ・不登校の改善（教育相談の充実）
- ・児童生徒の安全に配慮した教育の推進
- ・防災計画・防災教育の見直し・改善
- ・幼児教育の充実
- ・「ふるさと教育」の充実
 - 「ふるさと教育」カリキュラムの実施と改善を進める。
- ・真鶴町幼・小・中一貫教育の推進
 - 「12年間の子どもの育ちの連続性を大切にした教育」を発展的に継続させ、「教育の魅力化」を実現する「幼・小・中一貫教育による新たな真鶴町教育の創造」をテーマにした町指定研究を推進し、教育研究の充実を図る。
- ・教員の資質向上を目指した研修の充実

4 これからの真鶴町の子ども像

真鶴町の今までの取り組みや将来像を見据え、これからの真鶴町の子どもたちに求められる資質・能力を議論する前段階として、最初に、めざすべき「真鶴町の子ども像」について話し合いました。委員から出された意見を6つのカテゴリーに整理し、そのような子どもを育てるためのポイントを留意点としてまとめました。学校教育のあり方を考える上で、その目標になるものであると捉えています。

(1) 多様性を尊重できる子

- ① 互いの違いを認め合って生きる、他人を尊重する子
- ② 多様な価値を認める子
- ③ 高齢者と共に生きる子
- ④ 聞く力をもった子
- ⑤ 共感する力をもった子

【留意点】移住者や高齢者など、様々な方々とふれ合う機会を意図的に創ることで、多様な価値観や考え方を知ることになり、また、自らの生き方や日常の行動を振り返るきっかけにもなる。

(2) 関わる力をもった子

- ① 社会力をもった子
- ② 関わり合い、共生できる子
- ③ 外に向かうバイタリティーをもった子

【留意点】校外にも積極的に出向き、人・もの・事に直接関わり合う体験学習を取り入れることで、聞く力や共感する力、あいさつ・返事などの社会性も身につけることができる。

(3) 創り出す力をもった子

- ① 意欲的に物事に取り組む子
- ② 夢中になれるものを見出す子
- ③ 課題を見つけ出す感性を備えた子
- ④ 解決方法を考え、解決力をもった子
- ⑤ 創り出す力、企画力をもった子
- ⑥ 先を読む洞察력에富む子
- ⑦ 主体的に考え、粘り強く行動する子

【留意点】今までは、社会への適応力が求められてきたが、これからは社会自体を創り出したり、創り変えたりする力、いわゆる「社会力」が求められてくる。そのためには、子どもが興味・関心を示した活動を重視することが大切である。こだわりのあることや好きなことに夢中になり取り組んでいく過程で、子どもたちは課題を見出し、それを乗り越えて別の新たな課題を見つけていく。そうした経験を積み上げることで、先を読む洞察力を身につけ、主体的に考え行動する資質を培うことになる。

(4) 発信する力をもった子

- ① 自分の考えを発信する力をもった子
- ② 自分の思いが言える子
- ③ 情報の取捨選択ができる子
- ④ 情報を読み解く力をもった子

【留意点】認められ称賛される場面を、意図的に多く取り入れる活動を行い、一人一人の子どもたちの自尊感情を育てていくことが大切である。自分の考えや思いを伝えられる子は、自分に自信をもっていると同時に、相手の表情や周囲の状況から様々な情報を集め、それらの情報を取捨選択して適切な表現で発信することができる。

(5) 心の豊かな子

- ① 自己肯定感をもち、自分らしく生きる子
- ② 基本的な生活習慣を身につけた子
- ③ 包容力をもった子
- ④ 安心感をもち穏やかに生活できる子
- ⑤ 自他を思いやる温もりをもった子

【留意点】幼児教育・学校教育の特色の一つに、同年代の子どもと一緒に学ぶという点が挙げられる。そこには、共感・包容といった子どもたちにとって心地よい関係も生まれるが、競争や自他との比較などの辛い関係も生まれる。また、安心感や思いやりといった豊かな心を育むためには、家庭との協力は欠かせない。家庭や学校で基本的な生活習慣を培い、安定した生活を送ることで豊かな心は形成される。

(6) ふるさを大切にする子

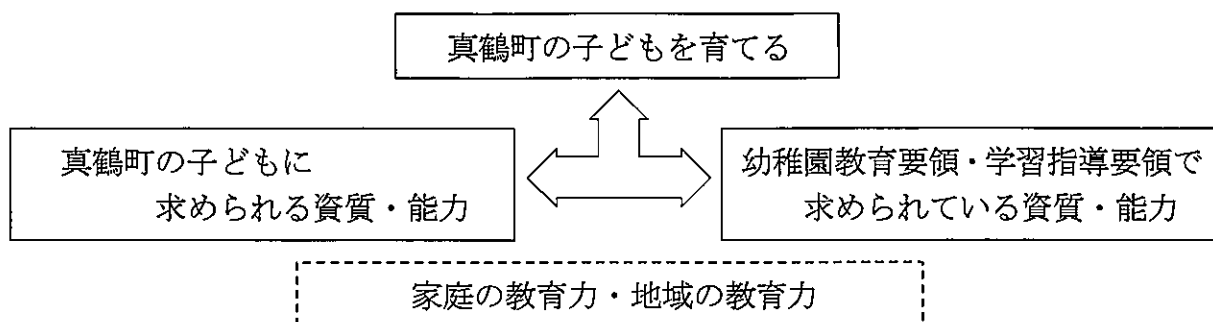
- ① 町の伝統・文化を引き継ぐ子
- ② 町の文化・自然に関わる子

【留意点】真鶴町には、三ツ石をはじめとする磯浜やお林など豊かな自然が現存する。また、多くの文化財が町のいたるところで見られ、貴船まつりをはじめとする多くの伝統行事も残されている。これらは真鶴町の子どもたちにとっては当たり前のものかも知れないが、今後も守り続けたい自然や伝統文化である。これらを活用した教育をより多く取り入れることで、地域の大人との関わり合いも生まれ、仮に真鶴町を出たとしてもふるさとの原風景を残すことができる。また、地域・家庭・学校が連携し、各地域の祭りや伝統行事への参加を促していくことも重要である。ふるさと教育の充実、人口減少が見込まれる真鶴町への応援団を増やすことにもつながる。

5 真鶴町でこれから重視すべき教育活動

幼稚園・小学校・中学校で行われる教育内容は、それぞれの学習指導要領で示されています。それらの教育内容は「基礎・基本」と位置づけられ、子どもたちにしっかりと身につけさせることは、真鶴町に限らずすべての公立の教育機関にとって必須となります。また、教育は園や学校だけで行われるものではなく、家庭の教育力、地域の教育力が大きな支え・土台となっています。そのことを理解した上で、真鶴町の特長を生かした教育を進めることにより、初めて真鶴町への郷土愛と誇りを育み、これからの真鶴町を支える豊かな社会性や多様性、創造性が育成されるものと考えます。

本検討会では、真鶴町の子どもに求められる資質・能力と、学習指導要領等で求められている資質・能力を両輪として捉え、これから重視すべき教育活動を、幼児期と小学校・中学校期とに分けて議論を進めました。



(1) 幼児期の教育

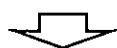
幼稚園教育要領で求められている資質・能力（要約）

a：3つの柱

- ① 幼児の自発的な活動である遊び等豊かな体験を通じて、感じたり、気づいたり、分かったり、できるようになったりする知識・技能の基礎
- ② 気づいたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする思考力・判断力・表現力の基礎
- ③ 心情、意欲、態度が育つ中で、より良い生活を営もうとする学びに向かう力・人間性

b：具体的な内容

- ・健康な心と体 ・自立心 ・共同性 ・道徳性、規範意識の芽生え
- ・社会生活との関わり ・思考力の芽生え ・自然との関わり、生命尊重
- ・数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ・言葉による伝え合い
- ・豊かな感性と表現



○真鶴町の子どもに求められる資質・能力（3つの柱）

- ① 幼児一人一人の興味・関心・意欲
- ② 自立への土台
基本的自尊感情・社会的自尊感情、自己有用感、他者への共感的理解
- ③ 友だちとの関わり合い

○教育活動の6つの重点（キーワード：「交流」「多様性」）

- ① 幼児一人一人のこだわりや好きなことを大切に活動
- ② 幼児一人一人の発達状況に応じて「自分でできること」を大切に、自己有用感を育てる保育・教育の展開
- ③ 活動の中で思いやりや優しさを大切に活動する保育・教育の展開
- ④ 基本的自尊感情を育む保育・教育の展開
- ⑤ 真鶴町の自然や伝統・文化を生かした活動
- ⑥ 地域の大人との関わり合いを大切に活動する保育・教育の展開

(2) 小学校・中学校期の教育

学習指導要領で求められている資質・能力（要約）

a：3つの柱

- ① 実際の社会や生活で生きて働く知識・技能
- ② 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力
- ③ 自ら学び、学んだことを生活や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性

b：具体的な内容

- ・これからの学びの姿（主体的な学び、対話的な学び、深い学び）
- ・言語能力の育成（レポート作成や議論など）

- ・ICTを活用した教育（プログラミングなど）
- ・外国語によるコミュニケーション ・理数教育の充実 ・道徳教育
- ・伝統や文化に関する教育



○真鶴町の子どもに求められる資質・能力（5つの柱）

- ① 自ら問題・課題を見つけ出し、解決に向かう意欲
- ② 互いの違いを認め、共に学び共に高め合おうとする学びに向かう協働性や社会性
- ③ これからの真鶴町の状況を受け止め、新たなまちづくりに向かう創造性
- ④ 郷土愛と故郷への誇りをもち、まちづくりに主体的に関わる姿勢
- ⑤ 地域の大人と関わり、大人の姿から学ぶ姿勢

○教育活動の8つの重点（キーワード：「交流」「多様性」）

- ① 学び合いの教育
 - ・主体的な学びに向けた問題解決的な学習
 - ・対話的な学び・深い学びに向けた協働的な学習
 - ・互いの違いを認め合い、多様な価値を受け止める教育
- ② 新たな取り組みを創り出す創造性と、試行錯誤の中で粘り強く取り組み実現する力を育む教育
- ③ 学校の小規模校化に対応する社会力を育成する教育
 - ・関わる力（自分・人・もの・事） ・外に向かう姿勢
 - ・関わり合いの場の創出（学校教育・社会教育・地域・家庭）
- ④ 体験的活動を重視した教育とICTを活用した教育
- ⑤ 情報を的確に処理・活用し、自己の意思を発信する教育
- ⑥ コミュニケーションを重視した外国語教育
- ⑦ 心の豊かな子を育む命の教育（学校教育・家庭）
 - ・基本的自尊感情・社会的自尊感情 ・自己肯定感、自分らしさ
 - ・他者への思いやり
- ⑧ ふるさと教育の見直しと充実（学校教育・社会教育・地域・家庭）
 - ・伝統、文化 ・町（地域の大人）に関わる機会の創出
 - ・真鶴の自然に親しむ機会の確保と実体験の充実

(3) 「真鶴町の子ども像」と教育活動の重点との関係

4で示した「真鶴町の子ども像」と「真鶴町の子どもに求められる資質・能力」で示した教育活動の重点との関係を、「めざす成人の姿」と共に、次項のとおり一覧にまとめた。

「真鶴町子ども像」と教育活動の重点との関係

真鶴町の子ども像	幼児期	小学校期	中学校期	めざす成人の姿
多様性を尊重できる子	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の大人との関わり合いを大切にしました保育・教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの違いを認め、多様な価値を受け止める教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値を受け止め、対話的な学び・深い学びに向けた協働的な学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの違いを認め合う心の広さをもち、移住者や外国籍など様々な町民の方々と楽しく生活することができ
関わる力をもった子	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的自尊感情を育む保育・教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・関わる力（自分・人・もの・事）を育成する教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・関わり合いの場の創出（学校教育・社会教育・地域） ・外に向かう姿勢を育む教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が学んだことや特長を社会のため、他者のために役に立てることができ
創り出す力をもった子	<ul style="list-style-type: none"> ①一人一人のこだわりや好きなきことを大切に活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験的活動を重視した教育 ・主体的な学びに向けた問題解決的な学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな取り組みを創り出す創造性と、試行錯誤の中で粘り強く取り組み実現する力を育む教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に学ぶと共に、新たな取り組みを創り出す創造性をもち、粘り強く活動することができ
発信する力をもった子	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の発達状況に応じて「自分のできることを大切に、自己有用感を育てる保育・教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを重視した外国語教育 ・情報を的確に処理・活用し、自己の意思を発信する教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を的確に処理・活用し、自己の意思を発信する教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を的確に選択・処理・活用し、自己の考えや真鶴町の良さを発信できるコミュニケーション能力を身につけている。
心の豊かな子	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の中で思いやりや優しさを大切にしました保育・教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・心の豊かな子を育む命の教育（基本的自尊感情） 	<ul style="list-style-type: none"> ・心の豊かな子を育む命の教育（自己肯定感、自分らしさ、他者への思いやり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分も他者も大切すると共に、年配者や年少者に思いやりをもって優しく接することができ
ふるさとを大切にする子	<ul style="list-style-type: none"> ・真鶴町の自然や伝統・文化を生かした活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・真鶴町の自然に親しむ機会の確保と実践の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統・文化や町（地域の大人）に関わる機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・真鶴町への深い知識と愛情をもち、祭り等の伝統行事に積極的に関わることができ

6 真鶴町がこれからめざすべき学校教育の姿

真鶴町では、地域ぐるみで子育てをすることを基本にして、教育の魅力化を図るために、幼（保）・小・中が連携した教育や真鶴町の特長を生かした教育を、試行錯誤を繰り返しながら進めてきました。特に、学校教育では、幼（保）・小・中一貫教育をすべての教育施策の土台として様々な重点施策が展開されており、例えば「神奈川県小中一貫教育推進ガイドブック」（平成29年3月：神奈川県教育委員会）によれば、真鶴中学校区を舞台に、平成27年度から小・中学校相互の乗り入れ授業が始まり、平成28年度からは幼稚園を含めた引き渡し訓練が、小・中学校で同日に実施されています。

これからの「真鶴町の子ども像」や、「真鶴町の子どもに求められる資質・能力」で示された幼児期の3つの柱、小学校・中学校期の5つの柱を実現させ、真鶴町の未来を担う子どもたちを育てていくためには、今まで真鶴町が着実に進めてきた幼（保）・小・中一貫教育を、より一層推進することが重要だと考えます。

しかし、今後さらに子どもの数の減少が見込まれる中、人間関係の固定化や閉鎖的・内向きな集団への変容、切磋琢磨する姿勢の低下、いじめの多発化・深刻化などが課題として心配されます。

そこで、幼稚園・保育所や小・中学校の取り組みの中に、一人一人の良さを認め合う活動を取り入れたり、ソーシャル・スキル・トレーニングを意図的・計画的に実施したりすることも必要です。また、子どもや保護者が気楽に相談できるような相談体制を確立することや、小学校高学年や中学校の子どもたちには、小規模校になっていくことを前向きに捉えられる機会を設けることなども大切になってきます。

さらに、中学校において免許外教員が発生しないように、中学校の専門教科の免許を所持する退職者をデータベース化し、必要に応じて非常勤講師として依頼ができるような仕組みづくりも考えられます。

真鶴町のように少子・高齢化が顕著に進む社会では、地域課題にしっかりと向き合える人材の育成が求められます。きめ細やかな指導・支援ができることが真鶴町の学校教育の強みであり、それをさらに充実させるためには、園・校内外における「交流」と「多様性」をキーワードとした幼（保）・小・中一貫教育について、これからも検討を重ねていく必要があると考えます。

今後、さらに推進されることが期待される小・中一貫教育の定義や効果・課題を整理すると、次のようになります。

(1) 小・中一貫教育の定義と類型

a：小・中一貫教育の定義

「小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づき行う教育」

※「中央教育審議会答申（平成26年12月）」より

b：小中一貫教育校の類型（詳細はp.15）

ア 小・中一貫型小学校・中学校

施設一体型、施設隣接型、施設分離型がある。

イ 義務教育学校（2021年度全国151校） ※「令和3年度学校基本調査」より

(2) 小・中一貫教育校による効果と課題

※参考資料「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方（最終報告）」

（平成 27 年 9 月：小中一貫教育校の在り方検討会議）

「神奈川県小中一貫教育校推進ガイドブック」

（平成 29 年 3 月：神奈川県教育委員会）

a：期待される効果

① 少子化の進行への対策として

- ・小・中一貫教育校の導入により集団の規模が確保される。
- ・より年齢の範囲の広い異年齢の集団により多様性の確保が期待される。

② 学力向上への対策として

- ・9年間の一貫した系統的な教育課程の編成・実施、及び成長の段階に応じた指導を計画的・組織的に積み重ねることにより、児童・生徒の学力や学習意欲の向上、小学校高学年における学習内容の高度化が期待できる。

③ 児童・生徒指導への効果として

- ・中1ギャップを原因とする不登校やいじめ等の児童・生徒指導上の課題の減少が期待できる。
- ・より年齢の範囲の広い異年齢集団の日常的な関わりを通して、他者を尊重する気持ち、さらには自己肯定感が高まり、自尊感情が醸成されることが期待できる。

④ 支援体制への効果として

- ・「教育の魅力化」に位置づけている「きめ細かな支援体制」の確立に向けた取り組みを継続することができる。
- ・保護者に対しても、継続した支援体制が容易となり、きめ細かな相談の充実につながる。

⑤ 9年間を見通した指導への効果として

- ・教員が小学校での学習や児童・生徒指導、及び中学校での学習や児童・生徒指導について理解することにより、小学校では中学校を見通した指導が、中学校では小学校を踏まえた指導が期待でき、教員の指導力の向上につながる。
- ・校内研究等への相互参加や教職員の交流などを通して、小学校・中学校の相互理解が深まる。

⑥ 学校と地域や家庭との連携促進として

- ・既に組織されている真鶴町小中学校PTAとの連携も、さらにスムーズになることや機能的になることが期待でき、家庭の教育力の向上にもつながる。
- ・小・中で一つの組織になることにより、9年間の見通しをもった中で、地域との関わりを組織的・計画的に推進できるようになり、町への郷土愛と貢献しようとする態度を育むことができる。

⑦ 経費軽減の効果として

- ・施設一体型の場合は、一つの施設での管理・運営となり、施設の管理・運営にかかる経費は軽減される。

b：予想される課題

① 児童・生徒に関すること

- ・9年間の一貫教育の中で、人間関係の固定化が現在よりも進んでしまうことが危惧される。

- ・小学6年生にとって、「最高学年（リーダー）」としての自覚と責任を育む機会が失われる。
- ・中学生の発達上の課題や問題行動の、小学生への低年齢化等の影響が生じる。
- ・転出入の際に学習の未履修などの問題が生じる。
- ・施設分離型では児童・生徒の行事や授業での交流が時間的に困難になる。

② 教職員に関すること

- ・これまでの小学校・中学校での経験や教職生活で慣れているそれぞれのシステムから、新しいシステムに対応することが求められる。
- ・9年間を見通した組織的・計画的な教育課程の実施にあたり、教員にも9年間を見通した指導技術等を向上させることが必要になる。
- ・小学校・中学校の教員免許を併有する教員が少なく、それを補うための制度の改正等が必要になる。

7 真鶴町に求められる将来の教育施設

幼（保）・小・中一貫教育をさらに推進するためには、その活動場所となる教育施設（園舎・校舎）のあり方が重要なポイントになってきます。

まず、押さえておきたいことは、中学校の完全給食の問題です。平成26年に立ち上げられた「学校給食事業検討委員会」は、子育て支援の充実の視点から、中学校で給食を実施することが望ましいとの考えを、平成28年3月に示しました。しかし、「真鶴町学校施設個別施設（長寿命化）計画」（令和3年3月）によれば、幼稚園・小学校・中学校の施設は共に長寿命化には適さないと判断され、2030年代の半ばから後半にかけて、3施設とも建て替えが必要となりました。

また、中学校の完全給食実施を前提に行われた「令和3年度真鶴町中学校給食実施計画調査報告書」（令和3年9月）によれば、自校方式・センター方式・親子方式共に多額の費用が必要となり、唯一校舎建て替えの影響が出ないセンター方式では、初期投資だけで8億8千万円以上の費用がかかるとの試算が示されました。さらに、中学校の完全給食を実施した場合、調理員報酬・保険料や委託料等の1年間のランニングコストは、町教育委員会の調べ（令和4年1月）で、現在の小学校のみでの実施（約1千6百万円）に対し、自校方式で約2千6百万円、センター方式で約3千万円、親子方式で約2千9百万円がかかると試算されています。

そこで、過去数年間に渡って課題とされてきた中学校の完全給食ですが、費用対効果を考えると、校舎の建て替えを最優先することが妥当であると考えます。中学校の完全給食の開始は、新たな校舎の建設に合わせて検討していくこととし、それまでは暫定的に、希望者に対して弁当をデリバリー方式で提供する方法が、現時点では最善であると言えます。給食を実施した場合のランニングコストを考えれば、弁当に対する補助金の仕組みを作ること、方策の一つとして考えられるでしょう。保護者の負担を少しでも軽減するためにも、まずは弁当のデリバリー方式を早急に確立し、できれば令和5年度から実施できるよう準備を進める必要があります。

さて、新たに建設される園舎・校舎の形態ですが、施設分離型にも成長の節目を感じることができるなどのメリットは認められるものの、幼（保）・小・中一貫教育をより一

層発展させるためには、施設一体型または施設隣接型の、幼稚園も含めた幼・小・中一貫教育校が望ましいと考えます。令和3年10月に真鶴町小中学校PTAが行ったアンケート調査でも、「幅広い年齢層でコミュニケーションが取れる。」「隣接していることで手厚いケアができる。」など、施設一体型・隣接型に期待する声が多くありました。

これからの教育施設は、持続可能な魅力あるものでなければいけません。幼・小・中一貫教育校は、少人数学級での指導體制の確立のためには最善の方法であり、教職員の働き方改革にもつながります。同様に、小学校でも教科担任制が導入しやすく、中学校の教員が小学校高学年の理科や英語の授業を受け持つことも可能となります。

また、令和3年1月に取りまとめられた中央教育審議会の答申では、子どもたちの可能性を引き出すための学び方について、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の必要性が提案されました。これまで以上に、子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえて、きめ細かく指導・支援することや、探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら学習を進めることが求められているのです。これらの学びや、真鶴町の学校教育のキーワードである園・校外における「交流」「多様性」を重視した活動を実現するためにも、責任と自覚を育む節目を大切にしたい幼・小・中一貫教育校が、最もこの町には適していると判断します。

ただし、小・中一貫教育をさらに一歩進めた、9年制の学校である義務教育学校が真鶴町に相応しいかどうかは、まだ実例数が乏しくその成果や課題が十分に検証できていないので、今後の検討が必要かと思われます。

一方で、学校施設全体を子どもの社会性や人間性を育む空間として捉えらるるならば、これからは高齢者施設や地域コミュニティ施設、防災拠点施設などを備えた複合施設として新校舎を建設することも視野に入れる必要があります。また、インクルーシブ教育の視点からは、施設全体のバリアフリー化も求められてきます。

ここでは、「真鶴町学校施設個別施設（長寿命化）計画」と「真鶴町中学校給食実施計画調査」の概要と、小・中一貫教育校を真鶴町が採用した場合の考察を整理しました。

(1) 「真鶴町学校施設個別施設（長寿命化）計画」（令和3年3月：真鶴町）の概要

a：ひなづる幼稚園

- ・長寿命化に適さない。
- ・建設後42年が経過し、建物の老朽化が進んでいる。
- ・2030年代後半に更新時期を迎える。
- ・定員の約3割程度の園児数である。
- ・少子化の進展により、将来は園児数の減少が予測される。

b：まなづる小学校

- ・校舎及び屋内運動場ともに長寿命化に適さない。
- ・建物の老朽化が進んでいる。
- ・劣化状況調査での指摘事項に対して、早急に対応する必要がある雨漏りについては2019年度に対応済み。
- ・校舎及び屋内運動場ともに2030年代の半ばに更新時期を迎える。
- ・少子化の進展により、将来的に児童数のさらなる減少が予測される。

c : 真鶴中学校

- ・校舎及び屋内運動場ともに長寿命化に適さない。
- ・校舎は老朽化が進行しており、屋内運動場は更新時期を迎えている。
- ・当面は、劣化状況調査での指摘事項を中心とした改修を実施する。
- ・2030年代後半に更新時期を迎える。
- ・少子化の進展により、将来的に生徒数のさらなる減少が予測される。

(2) 「令和3年度真鶴町中学校給食実施計画調査報告書」(令和3年9月：真鶴町教育委員会)の概要

a : 実施方式と定義

- ◇自校方式 「中学校に新たに給食室を整備し、自校の給食を調理する方式」
- ◇センター方式 「新たに給食センターを整備し、町内の小中学校に配送する方式」
- ◇親子方式 「既存の小学校の給食室で、小学校分に加えて、中学校分の給食を調理し、中学校に配送する方式」

b : 施設整備費(初期投資) (単位：千円)

◇自校方式	設計・工事監理費	18,990			
	建設工事費	296,015			
	調理関係	53,370			
	計	368,375	+消費税	=	405,213
◇センター方式	設計・工事監理費	63,800			
	建設工事費	647,562			
	調理関係	92,430			
	計	803,792	+消費税	=	884,171
◇親子方式	設計・工事監理費	15,008			
	建設工事費	152,760			
	調理関係	47,100			
	計	214,868	+消費税	=	236,355

c : 事業期間

- ◇自校方式 約24か月
- ◇センター方式 約33か月
- ◇親子方式 約24か月

d : 学校施設個別施設計画との整合性(報告書p.61:原文のまま)

「小学校敷地に小中一貫校を約15年後に建て替えた場合、自校方式では給食室を現校舎と一緒に解体しなければならない。費用対効果を考えると投資の無駄が考えられる。

親子方式も自校方式ほどではないが、投入経費が無駄になる。また栄養教諭、調理員の運用上の工夫でカバーしているが、老朽化、学校給食衛生管理基準は改修後も満足できない状況である。

センター方式は、がけ条例の規制で鉄筋コンクリート造となる。定期的に保全・改修を実施すれば約60年の耐久性が期待でき、これは約15年後に新築する小中一貫校の耐用年数とさほど変わらなくなる。小中一貫校の方針は今後決定されると考えられるが、その決定に左右されず、センターを建設しても経費的には無駄にならない。

また、長坂住宅横空地は敷地に余裕があるので、多様な目的の施設、駐車場合数の確保などコミュニティ、地域の核としての施設整備も考えられる。」

(3) 真鶴町が幼・小・中一貫教育校を採用した場合の考察

a : 施設分離型の幼・小・中一貫教育校

現在のまなづる小・真鶴中でも教職員の交流が進められ、小・中一貫教育的な取り組みを行っているが、幼・小・中一貫教育校になれば、より深化した形になる。しかし、真鶴町では幼稚園、小学校、中学校が離れているため、移動に時間がかかることなどから教職員の授業交流等にいくつかの限界がある。

b : 施設隣接型の幼・小・中一貫教育校

園・学校の敷地が接している場合の幼・小・中一貫教育校である。教職員の交流や幼稚園・小学校・中学校間の垣根は「a」に比べて低くなる。しかし、施設隣接型の幼・小・中一貫教育校を建設するためには、幼稚園・小学校・中学校それぞれに必要な敷地を近隣に確保する必要があり、真鶴町ではハードルが高い。

c : 施設一体型の幼・小・中一貫教育校

同一の敷地・同一の建物を共有する幼・小・中一貫教育校である。幼稚園・小学校・中学校それぞれに園長・校長は置かれ、職員の組織は別々となり、職員室も3室必要となる。運動場など共有する施設も多くなり、運営にあたっては様々な面で幼稚園・小学校・中学校の調整は欠かせない。「a」及び「b」より、さらに12年間を見通した教育が可能となる。

d : 義務教育学校

校長は1名、職員室も一つで、小学校と中学校を合わせた、まさに9年制の学校となる。2021年度で全国に151校あり、児童・生徒数が少ない中学校区を中心に全国的にも増えつつある学校の形態である。学校の統廃合を伴うことから実現が困難な市町村もあるが、真鶴町は小・中学校が各1校ずつであり、PTAもすでに一体化していることから取り組みやすいとも言える。中学校へ進学するという節目がない、人間関係が固定化するなどの問題点や、小・中学校両方の教員免許を持つ教員が必要となるなどの制度上の問題も指摘されているが、中一ギャップの解消のほか、9年間を見通した弾力的な教育課程が編成できるメリットがある。

8 実現に向け取り組むべき課題

新校舎建設にかかる経費、校舎解体にかかる経費の算出と、必要な財源確保の見直しを立てることが、喫緊の課題となります。どれだけ真鶴町に相応しい教育の理念や施設の理想を語ったとしても、幼稚園・小学校・中学校共に校舎の老朽化が進み、長寿命化に適さないと判断された以上、最終的には、新しい校舎を建てるだけの財源はあるのか、その見直しはどうかという議論に行き詰ってしまいます。財源確保については、どれだけ検討会で時間をかけて話し合っても、その答えが出てくるものではありません。どこかのタイミングで、政治的判断が必要になってきます。真鶴町として、20年後の学校教育をどう捉えるのか。大きな転換期を迎えている今、その方向性を決めるリミットは、すぐそこに来ていると思います。

財源確保以外に想定される主な課題については、次のようなものが考えられます。真鶴町の未来を決める大きなテーマだけに、今後は、町長部局を交えた議論はもちろんのこと、町民の皆様の声を聴く機会を設けたり、先進校への視察などを計画的に行ったりしていく必要があると考えます。

真鶴町学校教育あり方検討会委員

No.	氏名	区分	備考
1	柳下 正祐	有識者	第4回まで
2	濱野 顕彦	有識者	
3	齋藤 伸子	公募	
4	古川 昌子	公募	
5	勝山 匡	保護者	
6	亀田 香織	保護者	
7	平井 義行	保育会	
8	石田 かおり	保育会	
9	勝又 啓子	校長会	第6回まで
	倉澤 良一		第7回から
10	浜口 勝己	校長会	第6回まで
	露木 寛子		第7回から
11	平田 渉	校長会	第3回まで
	市川 麻美		第4回から
12	瀧本 朝光	教育委員	
13	佐々木 美穂	教育委員	第6回まで
	岡田 和枝		第7回から
14	牧岡 努	教育長 (委員長)	第5回まで
	加藤 哲三		第6回
	瀬瀬 仁志		第7回から

事務局 ○教育課長 岩本・高橋・小野 ○教育総務係長 小野・青木
 ○庶務担当 伏島・小澤

真鶴町学校教育あり方検討会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、急速な少子高齢化に対して、これからの真鶴町の学校教育のあり方を検討するため、真鶴町学校教育あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 学校教育で育てる能力等に関する事
- (2) 学校教育の内容に関する事
- (3) 学校教育の組織に関する事
- (4) その他検討会の目的達成に必要な事

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 一般公募による町民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 町内の各種団体関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、特定の職により委嘱された委員の任期は、当該職にある期間内とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
 - 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総括する。
 - 4 副委員長は、委員の互選により選任する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(検討会の公開等)

第8条 検討会は、これを公開する。ただし、委員長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決したときは、検討会を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、教育課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。